

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業

畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策のうち飼養管理情報の共有による飼養管理の効率化及び効率的な生産体系の確立に向けた技術支援）に係る公募について

一般社団法人家畜改良事業団

1 公募期間

平成29年2月10日（金）～平成29年3月2日（木）正午まで

2 事業概要

別表1及び別表2のとおり

3 応募手続き

公募期間内に一般社団法人家畜改良事業団（以下「当団」という。）に応募書類を提出し、審査を受けていただきます。

審査の結果、取組主体候補者に選ばれた団体等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び当団の定める事業実施要領に基づき、改めて補助金交付申請書などを作成していただきます。

審査までの応募手続きは以下のとおりです。

(1) 公募要領（公募資料）の申請

平成29年2月10日（金）から平成29年3月1日（水）17時15分までに、以下の申請先に団体名・担当者氏名・電話番号・e-mailアドレスを明記のうえ、e-mail又はFAXにて申請を行ってください。

なお、公募資料は基本的にe-mailにて送付させていただきます。

<申請先・問合せ先>

（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 松本・橋口あて

e-mail：toiawase@liaj.or.jp

TEL：03-5621-8921

FAX：03-5621-8922

(2) 応募書類の提出

公募要領に定められた方法・様式等により、以下の提出期間中に応募書類を郵送等で提出してください。

平成29年2月10日（金）～平成29年3月2日（木）（最終日は正午までに必着）

(3) 審査委員会による審査

応募書類は審査委員会により審査が行われ、取組主体候補者を選定します。

審査委員会が必要と認めた場合は、追加資料の提出の要求やヒアリングを実施します。

ヒアリングへの参加要請があった場合は、出席することが必須となりますのでご注意ください。

4 その他

公募開始後に諸般の事情により、事業の中止や事業内容の変更がある場合がありますのでご了承ください。

別表1 畜産・酪農生産力強化対策事業(繁殖性等向上対策のうち「飼養管理情報の共有による飼養管理の効率化」)

事業の内容	事業の要件	事業実施期間	補助率
<p>(1) 飼養管理技術の高度化</p> <p>ア 飼養管理情報の共有による飼養管理の効率化</p> <p>1.取組主体において、事業団が情報の共有等に必要なソフトウェアの開発やシステム整備をしたシステムを利用して、地域における飼養管理の効率化の実証を行う。</p>	<p>ア 対象となる牛は繁殖目的に飼養されている肉専用種（乳用種との交雑種は含まない。）及び乳用種の雌牛とします。</p> <p>イ 各種の生産関連情報の一元集約・利活用の推進を行うため、牛の個体識別情報と生産情報（繁殖成績、乳量、疾病管理情報等）を一元集約し、各種データを統合・利用する地域モデルの実証を行う。</p> <p>ウ 取組主体は、牛群管理情報を事業団に提供することとします。</p>	<p>平成 29 年度</p>	<p>当該事業に要する経費は定額とする。</p>

別表2 畜産・酪農生産力強化対策事業(繁殖性等向上対策のうち「効率的な生産体系の確立に向けた技術支援」)

事業の内容	事業の要件	事業実施期間	補助率
<p>(1) 飼養管理技術の高度化</p> <p>ア 効率的な生産体系の確立に向けた技術支援</p> <p>1.生産技術の実証・普及 地域の課題を解決できる技術を用いて行う畜産技術の実証・普及を行うための取組</p> <p>2.繁殖性の向上 血液検査や飼料の成分分析等による受胎率向上を図る取組や早期の妊娠診断等必要な機械及び装置等の導入による空胎期間の短縮等への取組</p> <p>3.子牛の損耗低減対策 血液検査や飼料成分分析等による損耗率の低減を図る取組や簡易畜舎や哺乳ロボット等を導入し、病気の蔓延等を抑え、損耗率低減を図る取組</p>	<p>ア 対象となる牛は乳用種の雌牛とする。なお、子牛の損耗低減対策事業の対象は乳用牛の雌牛並びにその子牛とします。</p> <p>イ 左記の事業の内容の取組を一体的に取組む計画であることとし、アで整備する繁殖性向上機器及び子牛の損耗低減対策機器は、クラウドシステムを介して発情又は分娩の検知情報及び牛群管理情報を関係者間で共有できるものであることとします。</p> <p>ウ 取組主体が整備した繁殖性向上機器及び子牛の損耗低減対策機器等の貸付にあたっては、以下の要件を満たすものとします。 (ア) 農水省要領別紙4の別添1-2の1の(2)の(ア)によって養成された技術者又はそれに相当する技術を有する畜産技術者による指導の下で実施することとします。 (イ) 取組主体が整備した繁殖性向上又は子牛の損耗低減対策の機器であって、構成員に貸し付けること、若しくは一定期間(原則として5年以内)貸し付けた後に構成員に無償譲渡することを予定しているものであることとします。 (ウ) 取組主体は、本事業で整備した機器を構成員に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面により締結することとします。 (エ) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は原則として、「取組主体負担(事業費-補助金)/当該機器の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内とします。</p> <p>エ 取組主体は、牛群管理情報を事業団に提供することとします。</p>	<p>平成29年度</p>	<p>当該事業に要する経費は1/2以内とする。</p>